

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年9月30日
【発行者名】	DWS インベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)
【代表者の役職氏名】	バイス・プレジデント ダニエル・ヘクラー (Daniel Häckler, Vice President) バイス・プレジデント ディルク・シュナイダー (Dirk Schneider, Vice President)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、 ブールバール・コンラ・アデヌール2番 (2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	DWS グローバル・ユーティリティ・ボンド・マスター・ファン ド (DWS Global Utility Bond Master Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	米ドルクラス受益証券：30億アメリカ合衆国ドル（約3,272億円） を上限とする。 豪ドルクラス受益証券：30億オーストラリアドル（約2,199億円） を上限とする。 ユーロクラス受益証券：30億ユーロ（約3,609億円）を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注）アメリカ合衆国ドル、オーストラリアドルおよびユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1アメリカ合衆国ドル＝109.06円、1オーストラリアドル＝73.29円および1ユーロ＝120.30円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年3月31日に提出した有価証券届出書（2020年5月29日付および2020年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）（以下「原届出書」といいます。）について、2020年9月30日付でファンドの設立地における税制に関する記載、受益証券の買戻しに関する記載および公告方法等について、ファンドの設立地における目論見書および約款が更新されたことから、また、その他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

（８）申込取扱場所

<訂正前>

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社^{（注）}

東京都千代田区大手町１－９－５ 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ・アドレス：<https://www.pb.mufg.jp/>

（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券」という。）

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定である。当該合併後の日本における販売会社の照会先は、以下のとおり変更となる予定である。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」を参照すること。

（後略）

<訂正後>

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」を参照すること。

（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」という。）

（後略）

（１２）その他

<訂正前>

（２）引受け等の概要

- a 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2013年1月21日付契約^{（注）}に基づき、ＳＭＢＣ日興証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2014年12月11日付契約に基づき、受益証券の販売および買戻しを行う。

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社のファンドに関する既存の契約を承継する予定である。

（後略）

< 訂正後 >

(2) 引受け等の概要

- a 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2013年1月21日付契約に基づき、ＳＭＢＣ日興証券は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2014年12月11日付契約に基づき、受益証券の販売および買戻しを行う。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

（前略）

2020年2月14日 ファンドの約款変更

< 訂正後 >

（前略）

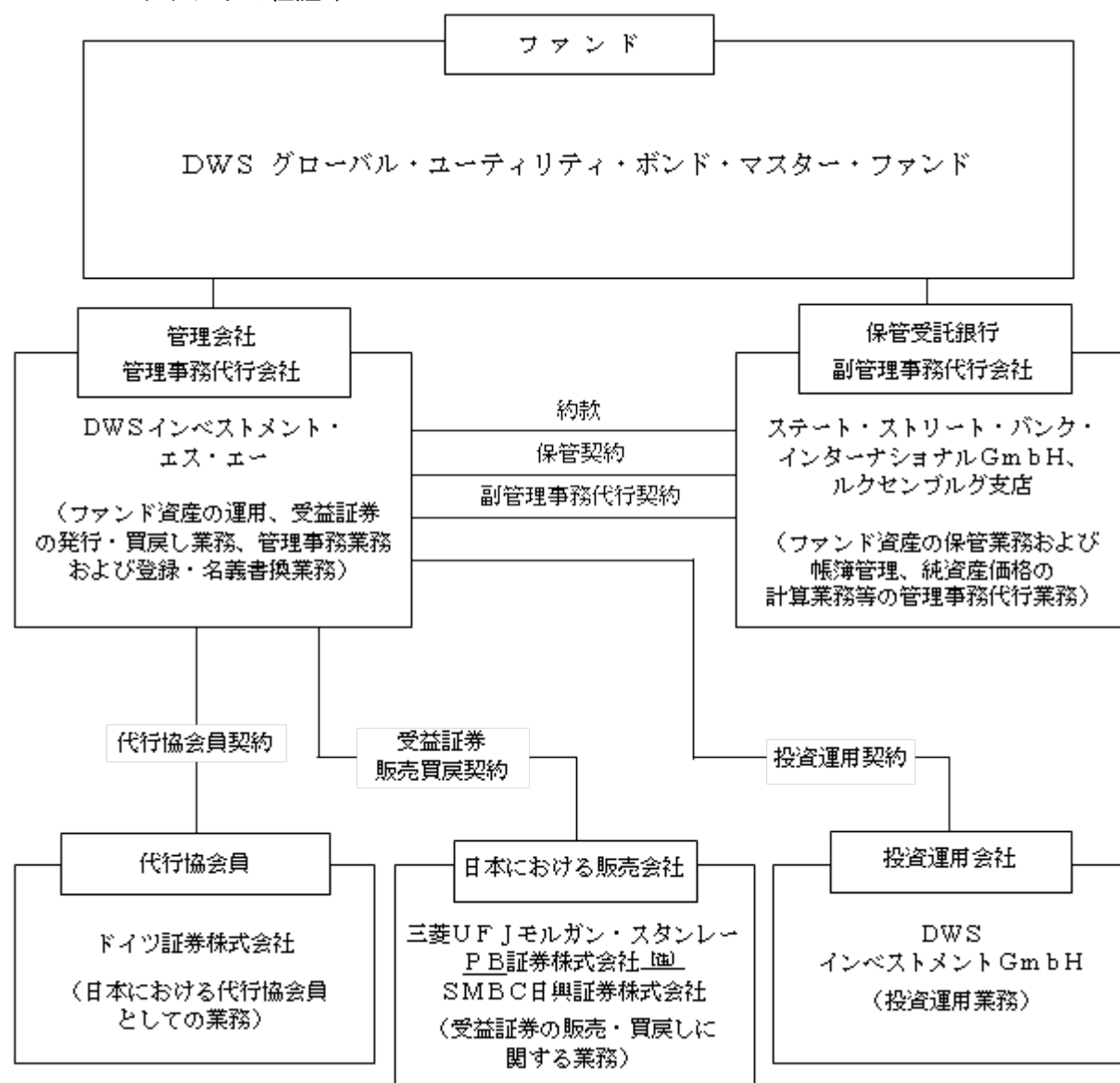
2020年2月14日 ファンドの約款変更

2020年9月30日 ファンドの約款変更

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定である。以下同じ。

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2013年1月3日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付および2020年2月14日付で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

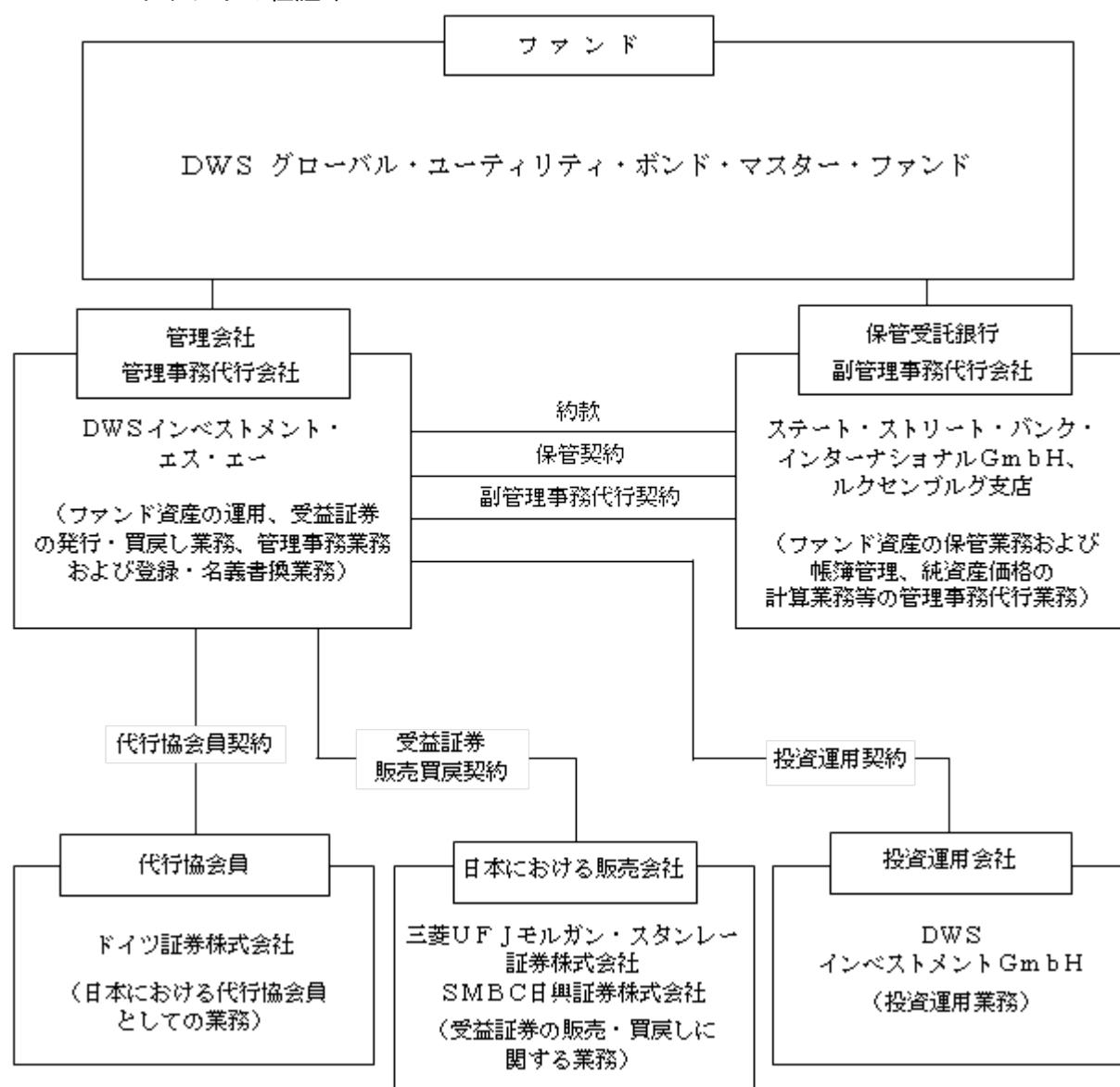
（中略）

三菱UFJモルガン・スタンレー PB証券株式会社	日本における 販売会社	2013年1月21日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。受益証券の販売・買戻しに関する業務について規定している。
-----------------------------	----------------	---

（後略）

<訂正後>

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2013年1月3日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付および2020年9月30日付で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
(中略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	日本における販売会社	2013年1月21日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。受益証券の販売・買戻しに関する業務について規定している。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

(1) リスク要因

(中略)

流動性リスク

流動性リスク管理システムでは、管理会社によるファンドの流動性リスクの監視を可能にし、ファンドの投資対象の流動性特性がその裏付けとなる債務に適合することを確保する手続が定められる。また、流動性リスク管理システムでは、通常の流動性状況および特別な流動性状況において、定期的にストレス・テストを実施する。かかるストレス・テストにより、管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価および監視を行うことができる。適切な流動性管理により、ファンドの投資戦略、ファンドの流動性特性および適用される買戻方針は適正に結び付くことが確保される。管理会社は、予想されるもしくは実際の流動性不足またはファンドのその他の苦境に対処するために適切なエスカレーション措置が整備されることを確保する。したがって、受益者の権利に悪影響を与える可能性のある特別な場合、またはファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンド資産の必要な換金が完了した時に限り買戻しを行う権利を留保する。かかる場合、当該時において手続中の申込み、転換および買戻請求は、このように計算された1口当たり純資産価格に基づき計算される。

(後略)

<訂正後>

(1) リスク要因

(中略)

流動性リスク

流動性リスク管理システムでは、管理会社によるファンドの流動性リスクの監視を可能にし、ファンドの投資対象の流動性特性がその裏付けとなる債務に適合することを確保する手続が定められる。また、流動性リスク管理システムでは、通常の流動性状況および特別な流動性状況において、定期的にストレス・テストを実施する。かかるストレス・テストにより、管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価および監視を行うことができる。適切な流動性管理により、ファンドの投資戦略、ファンドの流動性特性および適用される買戻方針は適正に結び付くことが確保される。管理会社は、予想されるもしくは実際の流動性不足またはファンドのその他の苦境に対処するために適切なエスカレー

ション措置が整備されることを確保する。したがって、管理会社は、（大量の買戻しに対応する）
ファンドの資産が売却された場合に限り、大量の買戻しを行う権利を有する。

（後略）

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ｃ）外国税務コンプライアンス法 - 「FATCA」

外国口座税務コンプライアンス法（通常「FATCA」という。）は、2010年3月に米国法として署名された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）に規定される。かかる規定は、米国民による脱税を減らすことを目的とする米国の法律である。当該法律は、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対して、「特定米国人」により保有される「金融口座」に関する情報を、米国税務当局である内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対して直接または間接的に毎年提供することを求めている。

通常、この要件を遵守しないFFIの一定の米国源泉所得について30%の源泉徴収税が課される。かかる制度は、2014年7月1日から2017年まで有効である。本ファンド等の非米国ファンドは、概ねFFIであり、「みなし遵守」FFIの資格を有する場合を除き、IRSとFFI契約を締結する必要がある、モデル1政府間協定（以下「IGA」という。）に従う場合、現地国のIGAに基づき「報告金融機関」または「非報告金融機関」として資格を有することがある。IGAは、FATCA遵守の導入のため米国と外国法域の間で締結される取決めである。2014年3月28日付で、米国とルクセンブルグはモデル1IGAおよびこれに関する覚書を締結した。その結果、ファンドは、当該ルクセンブルグIGAを適宜遵守しなければならない。

管理会社は、FATCAおよび特にルクセンブルグIGAが課す要件の範囲を継続的に評価する。遵守する目的で、管理会社は、とりわけ、全受益者に対して、特定米国人の資格を有するか否か証明するために、税務上の居住国に関する必要的書証を提供するよう求めることができる。

受益者および受益者のために行う仲介人は、ファンドの現方針が、受益証券を米国人の勘定のために提供または売却しないこと、また、その後米国人に対して受益証券を譲渡することを禁止することであることを留意すべきである。受益証券が米国人により実質的に保有される場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券を強制的に償還することができる。さらに、受益者は、FATCA法に基づき、特定米国人の定義は、現在の米国人の定義よりも幅広い投資者を含むことに留意すべきである。そのため、管理会社は、ルクセンブルグIGAの施行がさらに明確になった場合、ファンドに追加で投資することを禁止される投資者の種類を幅広くすることおよびこれに関し既存の投資者の持高に関して提案を行うことがファンドの利益になると判断する場合がある。

（Ｄ）共通報告基準（以下「CRS」という。）

OECDは、世界的な包括的かつ多国間の情報の自動的交換を達成するための国際的な報告基準を策定するよう、G8 / G20諸国から指令を受けた。CRSは、2014年12月9日に採択された行政協力に関する改正指令（現在は一般に「DAC2」という。）に組み込まれ、EU加盟国は、2015年12月31日までに同指令を各国の国内法に導入しなくならなかった。DAC2は、2015年12月18日付の法律（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグの法律に導入された。同法は、2015年12月24日にメモリアルA第244号に公告された。

CRS法により、特定のルクセンブルグ金融機関（本ファンド等の投資信託は、原則として、ルクセンブルグ金融機関としての資格を有する。）は、その口座保有者を特定し、当該保有者の課税上の居住地を確定しなければならない。この点に関して、ルクセンブルグ報告金融機関として分類されるルクセンブルグ金融機関は、口座保有者のCRSに係る地位および／または課税上の居住地を確定するために、口座開設時に身元証明書を取得しなければならない。

ルクセンブルグ報告金融機関は、報告対象法域（勅令で特定される。）における課税上の居住者である口座保有者およびその支配権を有する者（場合に応じて）の2016年の金融口座情報に関する

最初の報告を、ルクセンブルグ税務当局（Administration des contributions directes）に対して2017年6月30日までに行う必要がある。ルクセンブルグ税務当局は、管轄する外国税務当局とかかる情報を2017年9月末までに自動的に交換する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（C）外国口座税務コンプライアンス法 - 「FATCA」

外国口座税務コンプライアンス法（通称「FATCA」）の規定は、2010年3月に米国で施行された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）の一部である。この米国の規定は、米国民による脱税の防止を図るものである。これに伴い、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）は、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対し、「特定」米国人が直接的または間接的に保有している金融口座に関する年1回の情報開示を行う義務を負う。通常、この報告義務を履行していないFFI（非参加外国金融機関（NPPFI）と称する。）については、一定の米国源泉所得に対して30%の罰則的な税金の源泉徴収が適用される。

原則として、本ファンド等の非米国ファンドはFFIの地位にあり、かかる非米国ファンドが「FATCAを遵守しているもの」に分類されない場合、または適用あるモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）が施行されていることを条件としてかかる非米国ファンドが「報告金融機関」もしくは「非報告金融機関」として本国に適用されるIGAの要件を満たしていない場合には、IRSとの間でFFI契約を締結する必要がある。IGAとは、アメリカ合衆国と他の国々の間のFATCAに基づく要件の実施に関する協定である。ルクセンブルグは、2014年3月28日、米国との間のモデル1協定および関連する覚書に署名した。ルクセンブルグでは、このIGAは、2015年7月24日付の法律により国内法に法制化された（以下「FATCA法」という。）。

管理会社は、FATCAにより生じる要件および特にルクセンブルグIGAにより生じる要件ならびに国内の施行法により生じる要件すべてに従う。とりわけ、これに関連しては、それを踏まえて新規の受益者を特定米国人に分類する必要があるかを判断できるようにするために、管理会社が、かかる受益者に対し、その課税上の居住地を証明するのに必要な文書を提出するよう要求することが必要となる場合がある。

受益者および受益者のために行う仲介人は、適用ある本ファンドの原則に従い、米国人の勘定で受益証券の募集または販売を行うことはできないこと、およびその後米国人に対して受益証券を譲渡することは禁止されていることに留意すべきである。米国人が実質的所有者として受益証券を保有する場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券の強制買戻しを実施することができる。

（D）共通報告基準（以下「CRS」という。）

世界レベルでの包括的かつ多国間の情報の自動的交換を促進するため、OECDは、G8 / G20 諸国から、国際的な報告基準を策定するよう指令を受けた。この報告基準は、2014年12月9日付の行政協力に関する改正指令（以下「DAC2」という。）に盛り込まれている。EUの加盟国は、2015年12月31日までにDAC2を国内法に法制化した。DAC2は、2015年12月18日付の法律（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグにおいて立法化された。

共通報告基準の下では、ルクセンブルグ法に基づく特定の金融機関は、その口座保有者の身元確認を行い、かかる口座保有者が課税上の居住者となる場所を判断する義務を負う（同法に基づき、本ファンド等の投資信託は、通常、ルクセンブルグ法に基づく金融機関とみなされる。）。この目的のため、報告金融機関とみなされるルクセンブルグ法に基づく金融機関は、口座開設時に、CRSに定められる意味の範囲内の地位および / またはかかる金融機関の口座保有者の課税上の居住地を判断するために自己申告による情報開示を受ける必要がある。

ルクセンブルグの報告金融機関は、2017年から、ルクセンブルグ税務当局（Administration des contributions directes）に対し、年1回ベースで金融口座の保有者に関する情報（最初は2016年度に関するもの）を提供する義務を負う。この通知は、年1回、6月30日までに行わなければならない、特定の場合においては、この通知には、（大公国規則により定められる）報告要件の対象とな

る国の税務上の居住者である支配権を有する者も含まれる。ルクセンブルグ税務当局は、年1回、
管轄権を有する外国税務当局とかかる情報を自動的に交換する。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

(a) 海外における申込（販売）手続等
受益証券の発行

（中略）

受益証券の発行の停止は、ルクセンブルグの日報紙において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告される。

（中略）

販売制限

発行されたファンドの受益証券は、募集または販売が許可されている国においてのみ、一般に募集または販売をすることができる。管理会社または管理会社により認可された第三者が、現地の規制当局からその許可を取得していない限り、販売目論見書は、受益証券購入の勧誘の構成要素とならず、受益証券購入の勧誘目的で販売目論見書を使用することはできない。

（後略）

< 訂正後 >

(a) 海外における申込（販売）手続等
受益証券の発行

（中略）

管理会社は、受益証券の発行の停止を、ウェブサイト（www.dws.com）において公告し、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告する。

（中略）

販売制限

ファンドの受益証券は、EU / EEA（欧州経済領域）以外の投資家へのみ助言、提供、または販売されるため、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（PRIIPSKID）に関するEU規則（EU規則1286 / 2014）の範囲外である。したがって、このファンドにはPRIIPSKIDは発行されない。

発行されたファンドの受益証券は、募集または販売が許可されている国においてのみ、一般に募集または販売をすることができる。管理会社または管理会社により認可された第三者が、現地の規制当局からその許可を取得していない限り、販売目論見書は、受益証券購入の勧誘の構成要素とならず、受益証券購入の勧誘目的で販売目論見書を使用することはできない。

（後略）

2 買戻し手続等

< 訂正前 >

(a) 海外における買戻し手続等

ファンドの受益証券は、各評価日にその買戻金額で買い戻される。買戻金額は、1口当たり純資産価格から投資者が支払う買戻手数料を差し引いた額に対応する。適用される買戻手数料は0%である。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が買い戻される場合、各買戻金額はそれに応じて減額される。

ファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、保管受託会社の事前の同意の上、同等の資産を早急に換金した時に限り、適用される買戻金額で受益証券の買戻しを行う権利を留保する。ただし、常に受益者の最大の利益のために行動する（約款の第9条を参照のこと）。

管理会社は、受益者の利益のために必要でありかつ正当であると認められる特別な場合に、受益証券の買戻しを停止する権利を有する。

受益者の権利に悪影響を与える可能性のある特別な場合、またはファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンド資産の必要な換金が完了した時に限り買戻しを行う権利を留保する。かかる場合、当該時において手続中の申込み、転換および買戻請求は、このように計算された1口当たり純資産価格に基づき計算される。

受益証券は、管理会社ならびに販売および支払代理人に対して返還することができる。受益者に対するその他の支払いもまた、これらの事務所を通じて行うことができる。

受益証券の買戻しに関する買戻金額の計算の一例を以下に示す（注）。

受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	10.00
× 受益証券口数		10
= 純投資額	米ドル	100.00
- 買戻手数料（0%）	米ドル	0.00
= 買戻金額	米ドル	100.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される買戻手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

受益者全員の利益または管理会社もしくはファンド保護のために必要と見なした場合、管理会社は買戻金額で全受益証券を一方的に買戻すことができる。

発注の受理

（後略）

< 訂正後 >

(a) 海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

ファンドの受益証券は、各評価日にその買戻金額で買い戻される。買戻金額は、1口当たり純資産価格から投資者が支払う買戻手数料を差し引いた額に対応する。適用される買戻手数料は0%である。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が買い戻される場合、各買戻金額はそれに応じて減額される。

管理会社は、受益者の利益のために必要でありかつ正当であると認められる特別な場合に、受益証券の買戻しを停止する権利を有する。

受益証券は、管理会社ならびに販売および支払代理人に対して返還することができる。受益者に対するその他の支払いもまた、これらの事務所を通じて行うことができる。

受益証券の買戻しに関する買戻金額の計算の一例を以下に示す（注）。

受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	10.00
× 受益証券口数		10
= 純投資額	米ドル	100.00
- 買戻手数料（0%）	米ドル	0.00
= 買戻金額	米ドル	100.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される買戻手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

受益者全員の利益または管理会社もしくはファンド保護のために必要と見なした場合、管理会社は買戻金額で全受益証券を一方向的に買戻すことができる。

買戻し額

受益者は、保有するすべてのクラスの受益証券について、その全部または一部の買戻しを請求することができる。

管理会社は、（大量の買戻しに対応する）ファンドの資産が売却された場合に限り、大量の買戻しを行う権利を有する。一般に、ファンドの純資産価額の10%を超える買戻し請求は大量の買戻しとみなされ、買戻し請求が、ファンドの純資産価額の10%を超えると評価される受益証券に関連するものである場合には、管理会社は、当該請求を実行する義務を負わない。

管理会社は、すべての受益者を平等に取り扱う原則を考慮した上で、最低買戻金額（定めのある場合）を免除する権利を留保する。

管理会社は、受益者の公正かつ平等な取扱いに配慮し、かつ、ファンドの残存する受益者の利益を考慮した上で、以下のとおり買戻し請求を繰り延べることを決定することができる。

ある評価日（以下「当初評価日」という。）に関して買戻し請求が受領され、その価額が、個別にまたは当初評価日に関して受領されたその他の請求とあわせてファンドの純資産価額の10%を超える場合、管理会社は、当初評価日に関するすべての買戻し請求をもれなく別の評価日（以下「繰延評価日」という。）に繰り延べる権利を留保するが、繰延評価日は当初評価日から15営業日以内であるものとする（以下「繰延べ」という。）。

繰延評価日は、管理会社が、とりわけ、ファンドの流動性特性および該当する市場環境を考慮した上で決定する。

繰延べの場合、当初評価日に関して受領された買戻し請求は、繰延評価日時点で計算された受益証券1口当たり純資産価格に基づき取り扱われる。当初評価日に関して受領されたすべての買戻し請求は、もれなく繰延評価日に関して取り扱われる。

当初評価日に関して受領された買戻し請求は、その後の評価日に関して受領された買戻し請求よりも優先的に取り扱われる。その後の評価日に関して受領された買戻し請求は、繰り延べられた買戻しに関するプロセスを終了するために最終評価日が決定されるまで、上記の同様の繰延べのプロセスおよび同様の繰延べの期間に従って繰り延べられる。

これらの前提条件に基づき、交換請求は買戻し請求と同様に取り扱われる。

管理会社は、ウェブサイト（www.dws.com）で、買戻しを申請した投資者のために繰延べを開始する旨の決定および繰延べの終了に関する情報を公表する。

買戻し制限

管理会社は、受益者の利益もしくは公益を考慮して必要と思われる場合、またはファンドもしくは受益者を保護するために必要と思われる場合、いつでもその裁量により、買戻し請求を拒絶しまたは受益証券の買戻しを一時的に制限、停止もしくは永久に中止することができる。

管理会社は、受益証券の買戻しの停止を、ウェブサイト（www.dws.com）において公告し、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告する。

発注の受理

（後略）

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

<訂正前>

（前略）

（ ）純資産価格の計算の停止

（中略）

ルクセンブルグの規制当局は、停止期間の開始および終了について通知されるものとする。さらに、ファンドが登録されている外国規制当局は、停止期間の開始および終了について、適用法上要求される場合、通知されるものとする。受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止の通知は、ルクセンブルグの日刊紙において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公表される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ ）純資産価格の計算の停止

（中略）

ルクセンブルグの規制当局は、停止期間の開始および終了について通知されるものとする。さらに、ファンドが登録されている外国規制当局は、停止期間の開始および終了について、適用法上要求される場合、通知されるものとする。受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止の通知は、ウェブサイト（www.dws.com）において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公表される。

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社^(注)（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年1月末日現在、80億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定である。当該合併後の商号、資本金の額および事業の内容は以下のとおりである。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

2020年8月1日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2020年8月1日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（「日本における販売会社」）
日本における受益証券の販売および買戻業務を行う。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」）
日本における受益証券の販売および買戻業務を行う。

（後略）